

国民年金からのお知らせ

年金受給が近づいた方へ
 社会保険庁(社会保険業務センター)から
 次の書類が送付されます。

「年金加入記録のお知らせ」・「年金加入記録照会票・確認ハガキ」

送付対象者
 58歳になられた方で、次の
 いずれにも該当する方
 昭和21年1月2日以降生まれの方

国民年金および厚生年金保険(船員保険含む)に加入している(したことがある)方
 社会保険業務センターが管理している国民年金、厚生年金保険(船員保険含む)および共済組合等に係る年金加入記録をもとに受給資格(期間要件)の確認を行った結果、老齢基礎年金の受給資格を満たしている方
 注意 ただし次の方はお知らせの対象としていません

受給資格を満たすための必要な加入期間のうち、昭和61年3月以前の厚生年金保険や共済組合等の加入者の配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間、または学生や海外在住者で国民年金に任意加入しなかった期間を含めないと老齢基礎年金の受給資格を満たさない方

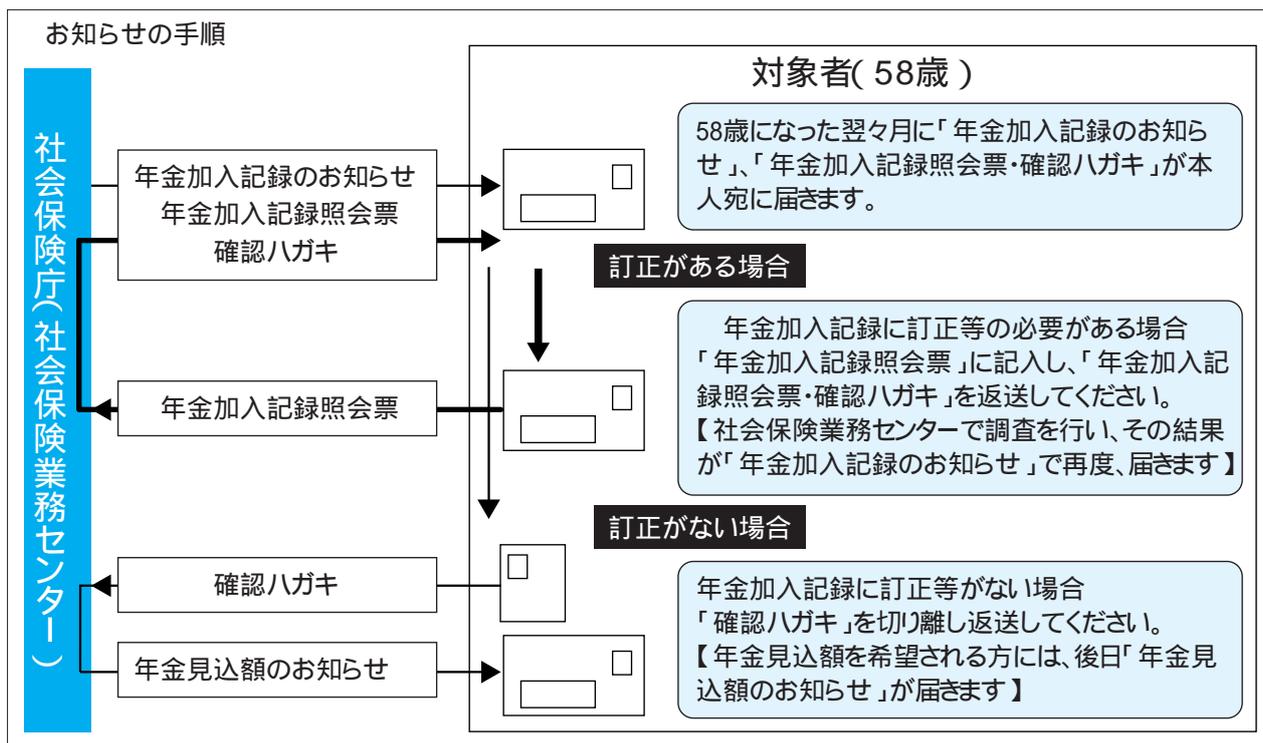
送付時期
 58歳到達月の翌々月
 お知らせのポイント
 国民年金・厚生年金保険(船員保険含む)の加入記録が確認できます。

年金加入記録に訂正等の必要がある場合は、「年金加入記録照会票」に記入し、「年金加入記録照会票・確認ハガキ」を返送ください。
 (加入記録の調査・確認後、



「年金加入記録のお知らせ」が再度届きます)
 年金加入記録に訂正等がない場合は、「確認ハガキ」を返送ください。(年金見込額を希望される方には、「年金見込額のお知らせ」が届きます)

お知らせの手順
 下記のとおり
 問合せ
 社会保険業務センター
 専用照会電話番号
 年金加入記録のお知らせ
 ☎0422・70・0077
 年金見込額のお知らせ
 ☎0422・70・0088
 (平日の午前9時から午後5時までの間に利用ください)



「老齢基礎年金の
裁定請求書」

送付対象者
60歳到達月の3カ月前の送付は昭和21年1月2日以降に生まれた方
65歳到達月の3カ月前の送付は昭和16年1月2日以降に生まれた方

老齢基礎年金の受給資格が確認できた方
年金加入記録が印字された「裁定請求書」が、年金受給開始年齢(60歳または65歳)到達月の3カ月前に届きます。

老齢基礎年金の受給資格が確認できない方・60歳後に受給権が発生の方
裁定請求の手続きなどを説明した「裁定請求の案内(シーラーハガキ)」が60歳到達月の3カ月前に届きます。

裁定請求書の提出
60歳・65歳で請求される方は、誕生日の前日を迎えてから提出しましょう。
請求に必要な戸籍・住民票等は、裁定請求書を提出する



ときに発行手続きをしてください。

誕生日の前日より早く請求することはできませんので、注意ください。

年金の受給

裁定請求書を提出した1・2カ月後に「年金証書・年金裁定通知書」が届きます。「年金のお支払のご案内」(年金振込通知書または年金送金通知書)が届いて、年金の受取がはじまります。

問合せ 兵庫社会保険事務局豊岡事務所
☎29・3039
市民課市民係または各総合支所市民生活課

問合せ 兵庫社会保険事務局豊岡事務所
☎29・3039
市民課市民係または各総合支所市民生活課

国民健康保険に 加入の皆さんへ

12月1日から新しい保険証に切り替わります

現在使用されている保険証の有効期限は、11月30日(水)までとなっています。新しい保険証は、11月下旬に国保加入世帯へ配達記録郵便でお届けします。不在

のときは、郵便局の保管となり、郵便局で受け取っていただくこともありますので、ご注意ください。12月1日(木)までに手元に届かない場合は、問い合わせください。

被保険者証

国民健康保険退職被保険者証 (白茶色)

有効期限 平成 18 年

記号 番号

住所 氏名

世帯主

67280958

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

豊岡市

電話 (0796) 23-1111

交付年月日 平成 年

国民健康保険被保険者証 (若竹色)

有効期限 平成 18 年 11 月 30 日

記号 番号

住所 氏名

世帯主

280958

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

豊岡市

電話 (0796) 23-1111

交付年月日 平成 年 月 日

「注意」国保税を滞納している方は、窓口交付となる場合があります。

新しい保険証は、12月1日(木)から使用ください。

(現在、手元にある保険証は、平成17年11月30日まで使用いただけます) 12月1日以降、病院等の医療機関で診察を受けられる場合は、必ず新しい保険証を提示ください。有効期限の切れた保険証では受診できません。社会保険等に加入している家族が記載されている、または、ほかの市町村に転出した人が記載されている場合は、保険証・印鑑・その他の必要な書類を持参し届けてください。

問合せ 市民課国保医療係または各総合支所市民生活課

